

## 令和3年度 第1回浜松市環境審議会ごみ減量推進部会 会議録

- 開催日時 令和3年4月26日（月） 午後2時00分から午後3時25分まで
- 開催場所 浜松市役所鴨江分庁舎 シルバー人材センター2階会議室  
※本会議はWeb会議方式にて開催した。Webでの出席者は「3出席状況」のとおり。
- 出席状況

### ごみ減量推進部会委員

出欠	氏名	所属	部会役職	Web出席
○	藤本 忠藏	浜松医科大学 医学部	部会長	
○	小名木 秀雄	浜松市自治会連合会	職務代理	
○	野中 正子	浜松市消費者団体連絡会		
×	松浦 敏明	公益財団法人 静岡県産業廃棄物協会		-
○	渡邊 記余子	浜松商工会議所		

### 専門委員

出欠	氏名	所属	部会役職	Web出席
×	杉山 千歳	常葉大学 健康プロデュース学部		-
○	高根 美保	NPO法人エコライフはままつ		
○	稲垣 正	公益社団法人 全国都市清掃会議		○

### 事務局

所属	氏名	Web出席
環境部	藤田環境部長	
	松下環境部参与	
	嶋野環境部次長（環境政策課長）	○
	久米環境部参事（環境保全課長）	○
	小野環境部参事（産業廃棄物対策課長）	○
ごみ減量推進課	鈴木課長	
	飯田専門監（課長補佐）	
	鈴木亨主幹	
	太田副主幹	
	宮本副主幹	
	辻村主任	
廃棄物処理課	石原課長	
	大塚収集業務担当課長	
	加藤専門監	○
南清掃事業所	鈴木章所長	○
平和清掃事業所	田中所長	○
浜北環境事務所	鈴木敏所長	○
天竜環境事業所	中村所長	○

- 4 傍聴者 4名 (報道関係者2名を除く)
- 5 議事内容
- (1) 審議事項1 有料化を実施する場合のごみ袋の種類(案)について
  - (2) 審議事項2 有料化を実施する場合の併用施策(案)について
  - (3) 審議事項3 有料化実施都市における減免措置等について
  - (4) 審議事項4 浜松市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画編(改定版)』素案
- 6 会議録作成者 ごみ減量推進課 計画調整グループ 石野
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
- 8 会議記録 有(公開)

## 1 開会

### (1) 会議の成立について

事務局

〈配布資料確認〉

本日の浜松市環境審議会ごみ減量推進部会は、部会委員5名中、4名が本会場で出席、1名が欠席しており、会議の定足数である過半数に達しているため、浜松市環境審議会規程第4条第2項及び第5条第6項により、部会が成立していることを報告する。

また、専門委員3名のうち、1名が欠席となっている。

これより議事進行については浜松市環境審議会規程第5条第4項に基づき藤本部長にお願いする。

### (2) 会議の公開確認

藤本部長

議事に入る前に、本部会の公開について、各委員の了承をいただきたい。本日の部会では、個人情報などの非公開情報を審議する予定がないため、議事を公開することにしてよいか。

全委員

(異議なし)

藤本部長

本日の会議録は、事務局で作成し、「浜松市附属機関の会議録の作成および公開に関する要綱」に基づき、発言した委員の名前を記載のうえ公開する。

## 2 議事

### 審議事項1 有料化を実施する場合のごみ袋の種類(案)について

藤本部長

それでは、これから議事に入っていくが、本日の家庭ごみ有料化関連の審議については、前回と同様、有料化の可否を考える材料として、「家庭ごみ有料化を実施した場合どのような形が良いのか」という観点で議論していただきたい。部会としては、様々な議論を行った上で最終的に有料化すべきかどうかを判断したいと思う。

審議事項1「有料化を実施する場合のごみ袋の種類(案)について」を、事務局から説明をお願いする。

事務局

冒頭に、資料について1点、修正いただきたい。訂正箇所は、「2 理由」の箇条書き部分の3点目。「有料化実施都市10市のうちすべてが」となっているが、「有料化実施都市10市のうち7市が」が正しいため、修正をお願いしたい。

〈〈資料1〉に基づき説明〉〉

藤本部長

前回事務局から各都市の状況について報告があった。今回は、資料1に記載のごみ袋の種類案について、どのような方向性が良いのか、議論を進めたい。

事務局の説明について御質問等あるか。

野中委員

基本的なことになるが、これまでも指定ごみ袋を購入して、ごみ出していた。資料を読むと、「プラスチック製容器包装」は有料化しないと書いてあるが、有料化しないと言うのは、これまで指定ごみ袋を買って出していたのと、どう違うのか。

事務局

有料化を実施した場合に浜松市が想定している袋は2種類ある。一つは有料化の手数料を含んだごみ袋。もう一つが、現行の指定ごみ袋、こちらはそのまま残る形で想定している。ご質問のあった「プラスチック製容器包装」は、野中委員のご指摘とおり、現在も指定ごみ袋で出してもらっているため、有料化後も継続して、現行の指定ごみ袋で出していただく形でどうかと考え、案の中に入れてもらった。

渡邊委員

「無料(有料化しない)」と言う書き方はどうか。現行のごみ袋をそのまま使用できると書けばよいのでは。

事務局

ここでいう無料(有料化しない)は、使用のごみ袋の価格の中にごみ処理手数料を含まないという意味での無料である。

- 渡邊委員 野中委員と同じく、「有料化しない」と言う言葉がひっかかった。この書き方だと、無料になると取られてしまいかねないと思う。
- 野中委員 手数料が入ったごみ袋と手数料の入っていない現行のごみ袋を2種類販売するので、有料化しない資源物のうち「プラスチック製容器包装」は、現行のもの、つまり手数料の入っていない安い方で出してほしいということだと思うが、その辺りが中々見えてこなかった。
- 高根専門委員 現行のごみ袋でも、分厚いものと薄いもの等いろいろと種類があるが、どうしていくつもりか。有料化した場合に新しく追加されるごみ袋は、色を付けるなどをすれば現行のものと区別できると思うが、そちらも厚いものと薄いものと言った種類が出てくるのか。
- 事務局 まず、現行の指定ごみ袋を「プラスチック製容器包装」で使用できるようにする理由は、現行のごみ袋を一切使用できないようにしてしまうと、現在各家庭で在庫として持っている袋が「ごみ」となってしまうため、引き続き「プラスチック製容器包装」を出す際には使っていただけるようにしたい。現行のごみ袋の中で、厚いもの薄いものがあるが、それらは全て市の仕様を満たしているものであり、その仕様の中でごみ袋を製造している各業者が作成したい厚さのものが販売されている。最後に、ごみ有料化した場合の手数料入りごみ袋については、ごみ袋が薄いと破れてしまうというご意見をいただいているので、その点についても考慮していく。
- 渡邊委員 有料化した場合の手数料入りごみ袋は、ぜひ厚いものにしていただきたい。
- 高根専門委員 これまでの説明によると、有料化した場合は、ごみ袋が9種類できることになる。現行サイズが4サイズ必要かと言う点と、追加する想定5ℓのごみ袋について大きさを実際に把握しているのかを確認したい。特に5ℓの追加については、市場等を調査した結果なのか、他都市でも導入しているから追加するということなのかを聞きたい。また、スーパーに確認したところ、レジ袋は、一番流通する大きさの30ℓのサイズをできるだけ提供するようにしているとのことだった。
- 事務局 5ℓサイズのごみ袋は、広げるとA4の紙くらいの大きさ。浜松市で調査を行ったわけではないが、他都市では、一人暮らし世帯が大きなごみ袋だと余ってしまうという経緯から5ℓを導入した例があったため、今回のごみ袋の案の中へ追加した。
- 高根専門委員 清掃工場に来られる方へ、もし有料化した場合にどの大きさの袋が欲しいか口頭で確認すると、ご高齢の方からは紙おむつ等でどうしてもごみの量が増えてしまう、ある程度まとめて出したい等のお話を聞くので、5ℓの袋では小さすぎるのではないか。また、小さいごみ袋で沢山出た場合、収集にかかる時間はどうなるのかも気になり、現在でも小さいごみ袋は風で飛ばされて車に踏まれて飛散してしまう状況がある。  
(発言と並行して、高根委員から各委員へ、10ℓ・20ℓ・30ℓごみ袋が一枚ずつ配られた。また、5ℓごみ袋の見本の提示があった。)
- 燃えないごみも、市民へ確認すると、1回1回出すわけではなく、溜めてからまとめて出すということなので、5ℓは必要なくなると思う。
- 藤本部長 普段ごみ袋を買いに行くと、45ℓしか売っていないお店がある。5ℓを追加しても、店舗においていないと市民は買えないが、果たして5ℓは店側が置いてくれるのかと言う疑問もある。
- 他の委員は、5ℓは不要と言う意見はあるか。
- 野中委員 不要だと思う。
- 渡邊委員 燃えないごみで必要かと思ったが、まとめて出すことを考えると不要だと思う。
- 藤本部長 事務局から5ℓ追加の提案があったが、各委員からの意見も踏まえて、再考してほしい。
- 他に意見はあるか。
- 野中委員 有料化した場合、45ℓの袋が2種類できることになると思うが、手数料を含んだごみ

袋とそうでないごみ袋の区別は、市民が買う際に分かるのか。

- 事務局 袋の色を変える、印字の色を変える等、市民が購入の際に混乱しないようにする。
- 小名木委員 仮に有料化してごみ袋の種類が増えても、わかりやすい・扱いやすいを徹底してもらいたい。手数料を含んだごみ袋も、そうでない現行のごみ袋も一か所でまとめて買えるようにしてもらいたい。
- 藤本部会長 委員の皆様が普段の生活で使うごみ袋は、どのくらいの大きさか。
- 渡邊委員 主に 45ℓ。
- 高根専門委員 もえるごみは 10ℓから 30ℓのものを使っている。プラスチック製容器包装は、45ℓが一杯になるまで出さないで、自分の生活から言うと 10ℓや 20ℓは不要。
- 野中委員 もえるごみもプラスチック製容器包装も、45ℓ。45ℓの袋が一杯になったら集積所へ出すようにしている。
- 渡邊委員 製造している業者が、どのサイズの袋が一番売れているのかを把握していると思うので、聞いてみるのが良いと思う。
- 事務局 よろしければ稲垣委員に、全国的な状況についてお伺いしたい。
- 稲垣専門委員 これまでの審議を聞いていて感じたことだが、ごみの減量化のために手数料を負担してもらおう場合、有料化導入時に、これまでとは何が変わるかと言うメッセージ性を持たせることが大事である。
- 有料化後、ごみの排出をどの袋でどのようにするか、今の資料の書き方では様々な解釈が成り立ってしまうのではないか。
- 仮に有料化を実施した場合、市民の皆様にごみのごみの排出方法を工夫してほしいというメッセージを込めて、ごみ袋の仕様を決めるべきである。
- ごみ袋のサイズについては、各自治体のごみの処分場の問題、焼却能力、世帯ごとの人数等、それぞれ違う背景を持って決めているので、話し合いの中で、最終的には浜松市が最適なサイズを決めれば良い問題なので、あまり他都市の例に捉われる必要はないと思う。
- 藤本部会長 ごみ袋の種類（案）に関して、部会としては、
- ・ごみ袋の大きさは、5ℓの追加はやめる
  - ・その他 2 点については案の通り
- と言う意見にまとまった。事務局は参考にさせていただければと思う。

## 審議事項 2 有料化を実施する場合の併用施策（案）について

- 藤本部会長 続いて、審議事項 2 「有料化を実施する場合の併用施策（案）について」を、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 <<資料 2>>に基づき説明>>
- 藤本部会長 前回、この件について事務局より、有料化実施都市の状況について報告があった。今回は資料 2 に案として挙がっている 3 つの方向性について審議を進めたい。御質問等はあるか。
- 稲垣専門委員 併用施策案の新たに導入する施策として、食品ロスや脱プラスチック対策が挙げられているが、これらは浜松市が有料化を導入するか否かに関わらず進めていかなければいけないものだと思う。この資料の書き方では、有料化を実施しなければやらずとも良いものと言う風に理解されてしまう可能性がある。有料化した場合の併用施策は 2 点目、3 点目をしっかり整理して、1 点目は別の整理の仕方の方を考えた方が誤解がないのでは。
- 高根専門委員 2 点目の「有料化実施により維持・拡充する施策」に関連してだが、高齢者に対するごみ出し支援の促進の様な自治会や社会福祉協議会と連携した支援も含めてほしい。
- また「新たに導入する施策」には、今現在は燃やすしかないごみに入っているもの対して、資源化できるような取り組みを考えていく、と言った再生可能資源の活用につい

て追加してほしい。

災害時など大量のごみが発生した際のごみ出しについて、防災訓練時にごみを集める場所を自治会と一緒に確認するなどの政策も追加してほしい。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。特に災害時のごみ出しについては、災害時に市民の混乱が生じないように周知をしていかなければならないので、参考にさせていただく。

藤本部会長

事務局は各委員から出た意見を踏まえて、また資料を修正していただければと思う。

### 審議事項3 有料化実施都市における減免措置等について

藤本部会長

議事3「有料化実施都市における減免措置等について」に移る。こちらについては今回の審議と次回の審議の2回で方向性を決めていきたい。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

<<資料3>>に基づき説明>>

藤本部会長

ただいま事務局から説明があったが、資料の内容について御質問等はあるか。

藤本部会長

無いようなので、議論に移りたい。生活困窮世帯、紙おむつなどを利用している世帯、ボランティア清掃活動に対する減免となっているが、それぞれに対しての各委員の考えを伺いたい。まずは生活困窮世帯への減免について、御意見等があるか。

藤本部会長

この生活困窮世帯とは、どのように認定されるのか。各都市により基準が違うのか。

事務局

生活保護受給世帯を生活困窮世帯として認定している都市が多い。

藤本部課長

障がい者に関して、他都市では何級以上を対象としているなどの情報はるか。

事務局

減免の対象とする障がい者の等級や高齢者等の要介護レベルは、各都市でバラバラであるが、おむつを利用している方を対象としている。

渡邊委員

減免者へはどのようにごみ袋を配布するのか。ごみ袋を買う際に障がい者手帳などを店側へ見せて、決まった枚数まで配布してもらうような形なのか。

事務局

各都市で色々なやり方があるが、例えば市から紙おむつの配給を受けている人であれば、市で対象者を把握しているので、紙おむつの送付と同時にごみ袋も送付すると言ったやり方や、対象と思われる人へ市から申請書を送り、申請書を提出した人へ配布すると言ったやり方がある。

高根専門委員

これらは無料配布になるのか。

事務局

減免を実施している都市では、無料で配布している。

高根専門委員

配布された分が足りなくなった場合はどうするのか。

事務局

減免を実施している都市では、配布の上限が決まっていて、配布上限を周知した上で実施している。

高根専門委員

年間の配布上限枚数が決まっていて、それ以上はそれぞれで購入するという形か。

事務局

おっしゃる通り。

高根専門委員

ボランティア清掃活動に対するごみ袋の配布は、活動自体が各自治会でやり方が違うので、自治会へ意見を聞いても良いのではないか。

藤本部会長

清掃活動に対する配布も、申請があった人へ市から無料で配布する形なのか。

事務局

こちら各都市でいくつかのやりかたがあるが、例えば道路や海岸など管理者がいる場所でボランティアを募る場合はその管理者から配布するという形がある。そのほか、地域で清掃活動されている個人や自治会へは、申請書を提出してもらい配布するというやり方もある。

他都市の方法を参考にしながら、浜松市での一番良い方法を検討していきたい。

稲垣専門委員

減免の対象として、生活保護世帯、紙おむつ使用世帯、ボランティア清掃活動の3点が挙げられているが、その中でごみの排出量に直結するものはどれかと言うことを考えた方がよい。例えば生活保護と言うのは、ごみの排出量との関連が薄く、基本的には市全体で生活保護施策と言うものを考えるべきであって、個々の施策のレベルで考

えるものではないのではないかと。全国的にみても、生活保護世帯は減免対象に含んでいない都市が多い。

一方、紙おむつはごみの排出量として直接関わってくるので、紙おむつを使う方へ不利益にならないよう減免を検討する。ボランティア清掃活動は、環境美化活動の一環として大切なもので、仮に有料化したことで活動にブレーキをかけてしまう事を避けるため、減免を検討するという見方ができる。

そのような部分を総合的に加味して、減免対象を決めてもらえればと思う。

藤本部会長

各委員より様々な意見が出たので、今回はここで一旦締めて、次回以降も継続して審議して部会の考えをまとめていきたい。

#### 審議事項4 浜松市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画編（改定版）』素案

藤本部会長

続いて、審議事項4「浜松市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画編（規定版）』素案」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

1点資料の修正がある。1ページ目下部の図で、浜松市の中に「浜松市温暖化対策実行計画」があり、計画期間がH29～R12となっているが、R3～R12が正しいため、修正をお願いしたい。

〈〈資料4〉に基づき説明〉〉

藤本部会長

全体の分量が多いので、まずは計画全体に対しての御質問等はあるか。

稲垣専門委員

1ページ目の計画改定の趣旨ではSDGsや食品ロスについて触れて、社会全体が変わってきている事を示しているが、次ページの2ページから18ページまでの、ごみ処理の現状と課題のところでは、浜松市の状況を説明しているのみで、19ページの今後の方向性については、再び社会全体の流れの話になっている。この構成では、市民が分かりづらいのではないかと。現状と課題では、浜松市の状況を書く前に、ごみ処理を取り巻く社会全体の大きな変化の基本的な内容や課題を説明してから、浜松市の状況説明に移る構成が良いと思う。

野中委員

有料化の導入を検討するのはごみの減量が最終目標だと思うが、22ページの市民の役割、事業者の役割、市の役割の中をみると、市民の役割の中には、使い捨て製品を控えたり、再生品や簡易な包装の商品の選択・購入をしたりすることにより、家庭に入ってくるごみを減らす趣旨の記載が見られるが、事業者の役割や市の役割の中には見られない。まずは、ごみになるものをどう減らすのか、ごみになるものを買わないようにするにはどうしたらよいかを考えなければいけないと思う。ごみの減量が最終目標ではあるが、出てきたごみをどう処理していくのかという話が主になっていて、そもそもごみを出さないためにはどうしたらよいかという考え方が、この計画内にほとんど出ていないように感じる。

事務局

ごみの排出抑制について、野中委員の御意見はごもっともだと思うので、市民へ伝わるよう記載していく。

藤本部会長

次に「4 基本方針及び改定計画目標等」から「6 具体的施策」のそれぞれの内容について、御意見等はあるか。

藤本部会長

特に無いようなので、今回はここで一旦締めて、次回以降も継続して審議して部会の考えをまとめていきたい。

### 3 閉会

事務局

3点ご連絡させていただく。

1点目、今回の審議内容について、追加で御意見等があれば5月17日（月）までに事務局へご連絡いただきたい。

2点目、本日の会議記録を事務局で作成し、委員にメールにて送付させていただく。内容の御確認をお願いします。

3点目、次回の部会開催は7月下旬を予定している。開催日時については、後日、各委員へ日程調整をして確定させる。

それでは、以上をもって、令和3年度第1回浜松市環境審議会ごみ減量推進部会を終了する。